

介護等体験に関する規則

1. 目的

本学通学課程の学生が教育職員免許法の特例等に関する法律の定めにより、介護等の体験を行なう場合について、必要な事項を定める。

2. 介護等体験

- (1)介護等体験は、「介護等体験に関する事前指導（含むガイダンス）」、「現場における介護等体験」に分けられ、これらすべてに出席しなければならない。
- (2)介護等体験は、授業科目として単位認定されるものではなく、介護等体験証明書をもって体験したことが証明される。ただし、教育学科は授業科目の一部として取り扱う。

3. 条件

現場における介護等体験を行なう者（以下「体験生」という）は、事前に以下の条件を満たしている者とする。

- (1)教職課程の受講許可を受けている者
- (2)指定された期日に健康診断、細菌検査等を受け伝染のおそれのある疾病がないと認められた者
- (3)正常な教育活動・利用者の生活を妨げるおそれのない者
- (4)介護等体験に関する事前指導にすべて出席している者
- (5)指定された期日までに介護等体験料を全額納入している者
- (6)指定された期日までに以下の書類を提出している者
 - ・介護等体験身上書
 - ・誓約書
 - ・介護等体験希望学生個人票
 - ・介護等体験証明書
 - ・その他学部、学科で指示された課題等

4. 時期および期間

- (1)体験年次は2年次とする。ただし、留学等の事由により2年次に行なえない場合は、「留学・研修に伴う介護等体験年度変更願」を定められた期日までに提出し、許可を受けて体験年次を変更することができる。なお、編入生については3年次で行なう。
- (2)現場における介護等体験（以下「介護等体験」という）の時期については、受入先の特別支援学校および受入先の社会福祉施設（以下「受入先」という）の定めるところとする。
- (3)日数については、特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間を原則とし、1日の時間帯および時間数は受入先の定めるところとする。

5. 体験を行なう施設・学校

体験を行なう施設ならびに学校は、教育職員免許法の特例等に関する法律により、文部科学大臣が定めたとおりとし、大学を通して一括して依頼する。したがって、自己で開拓することはできない。

6. 欠席

- (1)欠席は認められない。やむを得ない事由により欠席する場合は、ただちに教職センターに連絡し指示を仰ぐこと。
- (2)介護等体験を欠席した場合は、「介護等体験欠席届」に理由を明記し、内容を証明する書類（病気の場合は医師の診断書）を添えて、欠席した日から1週間以内に教職センターに提出すること。
- (3)既に納入した介護等体験料は、原則としてこれを返還しない。
- (4)病気等欠席の事由が正当と認められた場合、介護等体験料を改めて納入し、次年度以降に所定の日数の体験をすることとする。

7. 体験生の義務

体験生は、以下のことに注意し介護等体験を行なわなければならない。これに違反した場合は、ただちに介護等体験を中止する。また、介護等体験の終了後であってもこのような事実があった場合には、その介護等体験は無効とする場合がある。

- ①体験生は、受入先の校則・規則を守り、教育方針や施設の目的を理解し、受入先の秩序を乱したり、児童、生徒ならびに利用者の人格、尊厳を傷つけることが無いよう、注意を払わなければならない。
- ②体験生は、受入先の学校長・施設長・教職員の指示に従わなければならない。
- ③体験生は、教師を志す学生としての本分を忘れず、その態度、服装および言動に注意しなければならない。
- ④介護等体験により知り得た児童、生徒、施設利用者のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはならない。

8. 事後提出物

体験生は、介護等体験終了後、指定された期日までに以下のものを提出しなければならない。特別な理由無く提出が遅れた場合は、介護等体験証明書は発行されない。

- ①「社会福祉施設における自己評価票」を、社会福祉施設での体験終了後1週間以内に教職センターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
- ②「介護等体験日誌」は、特別支援学校と社会福祉施設両方の体験が終了後、それぞれの感想文を書いた上で1週間以内に教職センターに提出する。なお、提出期日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日までとする。
- ③その他、受入先から感想文等課題を求められた場合は、受入先が指定した要領で提出する。

9. 辞退

介護等体験の辞退は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情で辞退する場合には、「介護等体験辞退届」に所属学科教職担当教員の承認印を受けたのち、教職センターに提出しなければならない。なお、既に納入した介護等体験料は、原則としてこれを返還しない。

10. 介護等体験証明書

- (1)体験生の「介護等体験証明書」（以下「証明書」という）は受入先から教職センターを経由し必要事項が記入されていることを確認したうえで体験生に返還する。なお、なんらかの事由により受入先から直接「証明書」を体験生が受取った場合は、教職センターにただちに提出することとする。
- (2)証明書は原則再発行しない。

11. 事務主幹

介護等体験に関する事務は、教職センターが行う。

12. 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会が審議し決定する。